

環境影響評価書案の概要

—都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線（有明～豊洲間）建設事業—

平成9年12月

東京都

東京臨海新交通株式会社



1. 総括

1.1 事業者の名称及び所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 青島幸男

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

名 称：東京臨海新交通株式会社

代表者：代表取締役社長 高橋俊龍

所在地：東京都江東区有明三丁目22番

1.2 対象事業の名称及び種類

名 称：都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線（有明～豊洲間）建設事業

種 類：軌道の新設

1.3 対象事業の内容の概略

都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線（以下「東京臨海新交通臨海線」という。）は、港区新橋二丁目を起点とし、江東区有明二丁目に建設した有明駅までの間、約12.1kmの路線（以下「新交通開業区間」という。）を平成7年11月1日開業し、営業運転を行っている。

本事業は、新交通開業区間を延伸し、図-1.3.1に示す東京都江東区有明二丁目を起点として東京都江東区豊洲二丁目を終点とする約2.8kmの区間の路線（以下、計画路線を「新交通計画路線」、構造物や車両を「新交通」という）を高架で新設するものである。対象事業の内容の概略を表-1.3.1に示す。

表-1.3.1 対象事業の内容の概略

| 項 目 | 計 画 内 容 |
|---------|--|
| 名 称 | 都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線（有明～豊洲間） |
| 区 間 | （起点）江東区有明二丁目（有明駅（既設）） （終点）江東区豊洲二丁目（豊洲駅） |
| 延 長 | 約2.8km |
| 構 造 形 式 | 高架式 |
| 单線・複線の別 | 複 線 |
| 輸送システム | ガイドウェイ・中量軌道輸送システム |
| 運 転 速 度 | 表定速度26km/時（最高速度60km/時） |
| 主 要 施 設 | 都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線軌道、4駅 |
| 関 連 事 業 | 都市計画道路環状2号線（既計画） 都市計画道路補助315号線（既計画） 有明北地区埋立事業 豊洲埋立事業（既計画） |
| 工 事 期 間 | 平成11年度～平成17年度 |
| 供用開始予定 | 平成17年度末 |

注) 表定速度：駅停車時間を考慮した列車平均速度

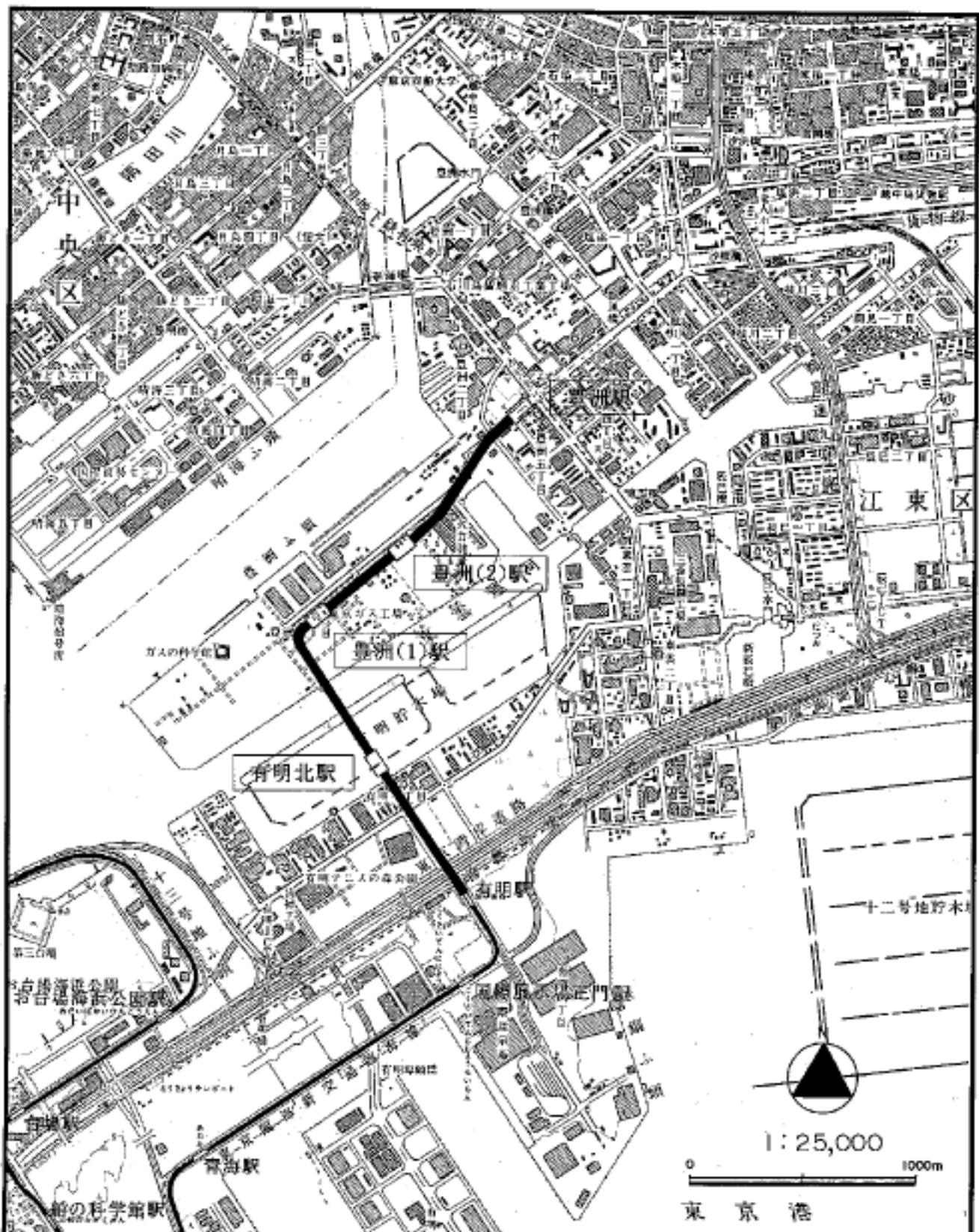


図-1.3.1 都市高速鉄道東京臨海新交通
臨海線(有明～豊洲間)の位置

凡　例

- 新交通計画路線(有明～豊洲間)
- 新交通開業区間(新橋～有明間)

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の内容と地域の概況を考慮して選定した予測・評価項目について、現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価した。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表-1.4.1に示す。

表-1.4.1 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 予測・評価項目 | 評価の結論 |
|------------|--|
| 1. 騒 音 | 工事の施行中の建設作業騒音は、最大79dB(A)であり、評価の指標（騒音規制法に基づく特定建設作業及び東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の騒音勧告基準）を下回る。さらに、低騒音型の建設機械を積極的に使用すること等により、騒音レベルの低減に努めるため、影響は少ない。 工事の完了後における新交通の走行騒音（等価騒音レベル）は、38~39dB(A)であり、評価の指標（在来鉄道の新設大規模改良に際しての騒音対策について）を下回る。 |
| 2. 振 動 | 工事の施行中の建設作業振動は、最大66dBであり、評価の指標（振動規制法に基づく特定建設作業及び東京都公害防止条例に基づく指定建設作業の振動勧告基準）を下回る。さらに、低振動型の建設機械を積極的に使用すること等により、振動レベルの低減に努めるため、影響は少ない。 |
| 3. 土 壤 汚 染 | 計画地内の土壤には、汚染土壤はないと思われることから、土壤に及ぼす影響はない。 なお、新交通計画路線周辺で汚染土壤がみられたことから、工事の施行前には、掘削予定地点で「土壤の汚染に係る環境基準」及び「汚染土壤処理基準」に基づく調査を行い、基準を超える土壤が認められる場合には、「汚染土壤処理基準」に基づき、適切に処理する。 |
| 4. 日 影 阻 害 | 事業の実施に伴い、新交通計画路線沿線の一帯に日影を生じる。 この日影を「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年2月23日建設事務次官通知）で評価すると、費用負担の対象となる日陰時間を超える場所は、土地利用の状況から判断して、日常生活に影響を及ぼすことは少ない。 |
| 5. 電 波 障 害 | 事業の実施に伴い、新交通計画路線沿線の一部にテレビ電波（VHF, UHF）の受信に影響を与えることが予測される。これらの事業の実施に伴う電波障害については、「公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和54年10月12日建設事務次官通知）に基づき、適切な措置を講じる。 |
| 6. 景 觀 | 高架構造物等が出現することにより、地域景観に変化が生じるが、駅舎部及び軌道部のデザイン、色彩に十分に配慮し、周囲の景観に調和させることにより、景観の変化の程度を軽減させ圧迫感を和らげる効果が期待できると考えられることから、影響は少ない。 |

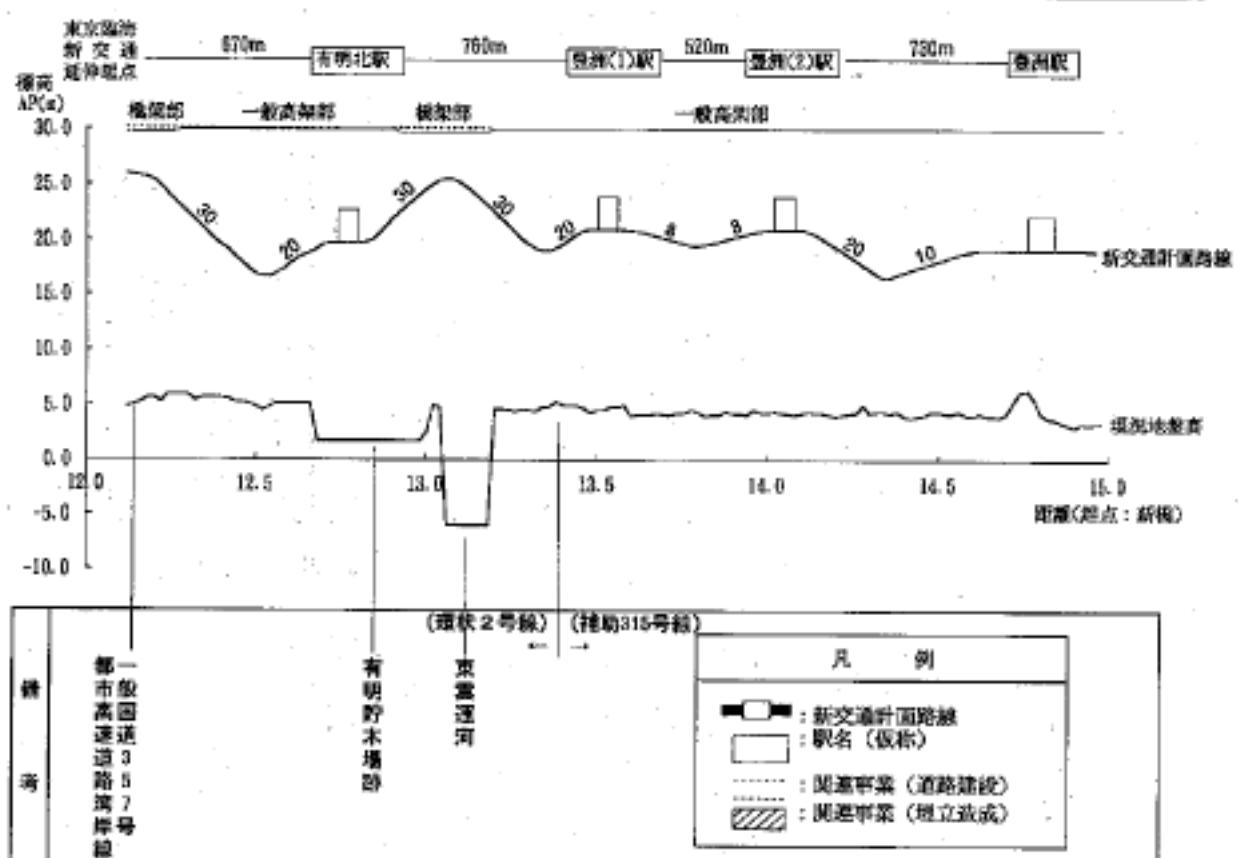
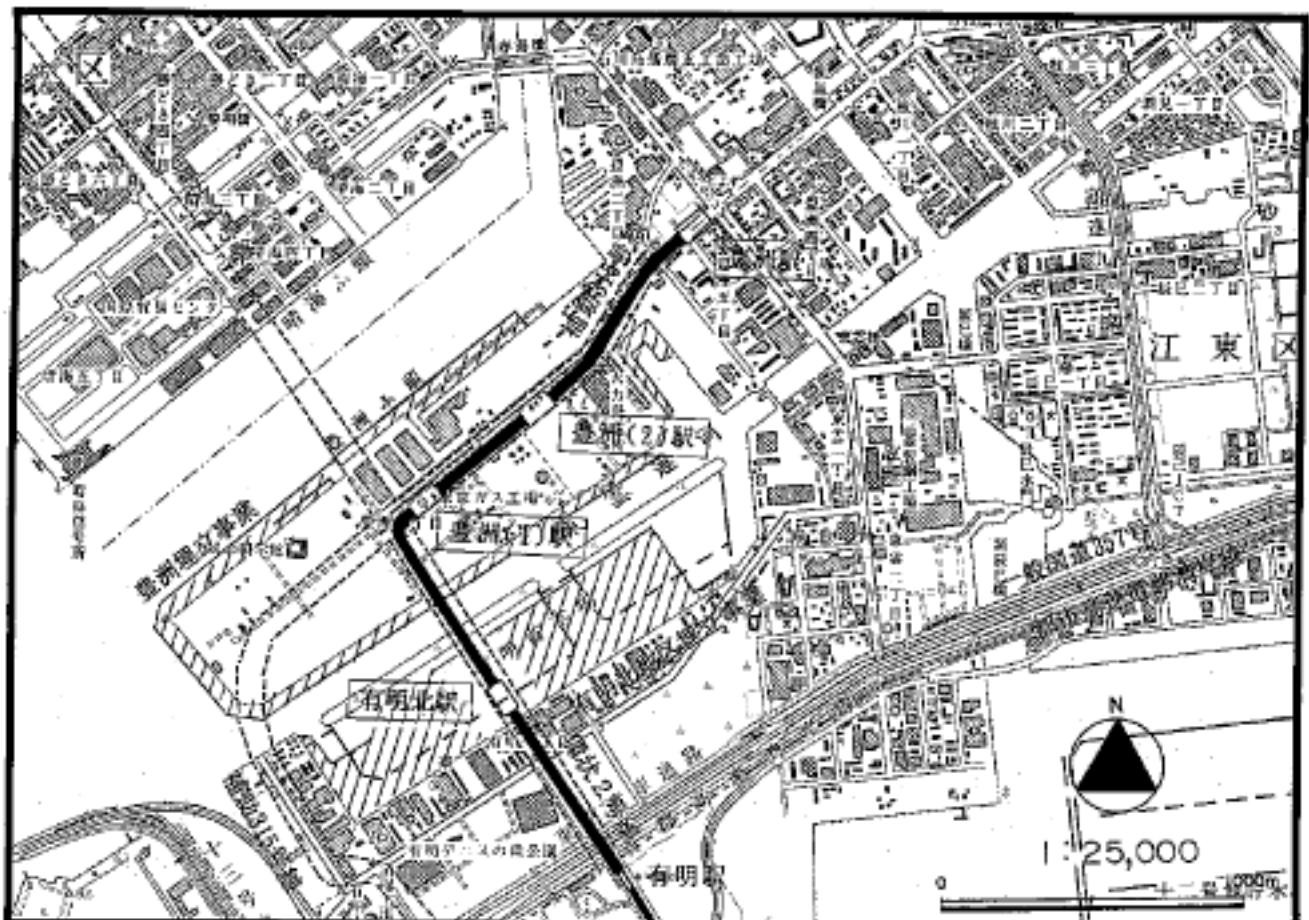


図-2.2.1 新交通計画路線の位置図及び縦断面図



写真-2.2.1 現況航空写真
(平成7年10月撮影)

凡例

- ：新交通計画路線（有明～豊洲間）
- ：新交通開業区間（新橋～有明間）